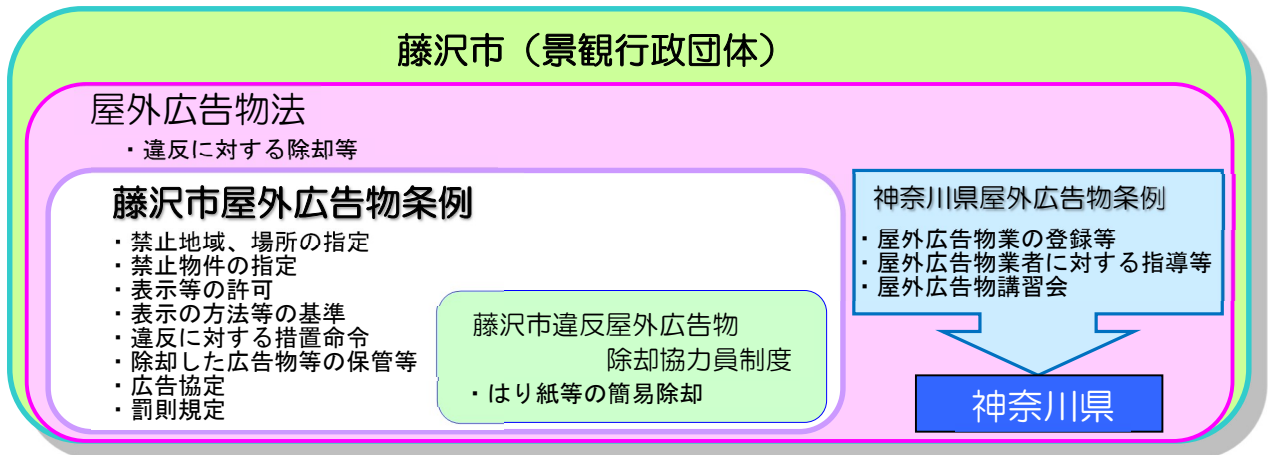


藤 沢 市 屋 外 広 告 物 条 例

【条例の目的】

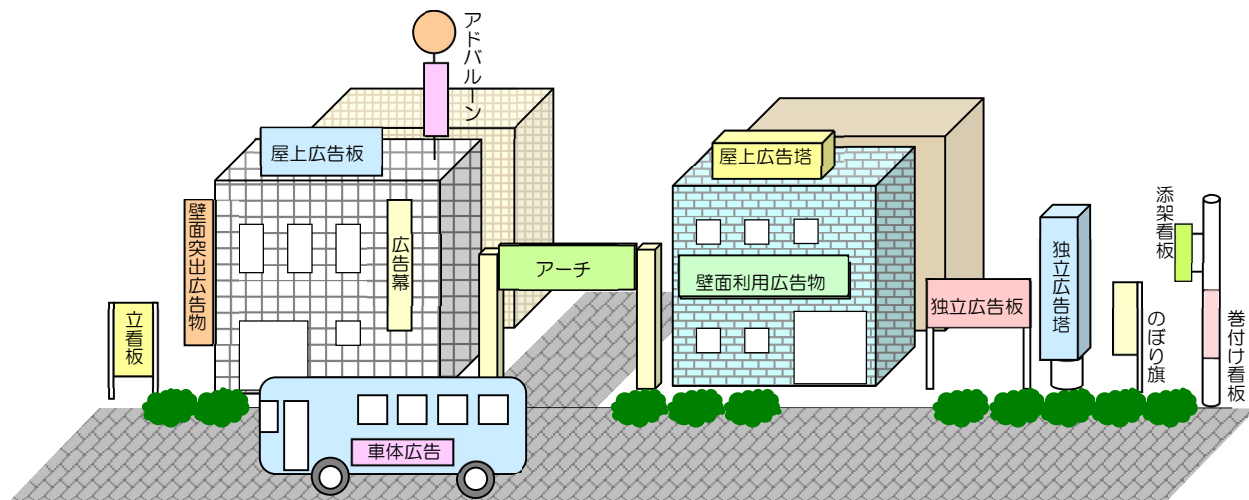
藤沢市の良好な景観、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法に基づいて、「湘南の自然と文化に育まれた住み続けたい“わがまち藤沢”」を基本理念とする、藤沢市景観計画に即した藤沢市屋外広告物条例を 2008 年（平成 20 年）4 月 1 日から施行しています。



【屋外広告物とは】

次の要件を全て満たすもの。

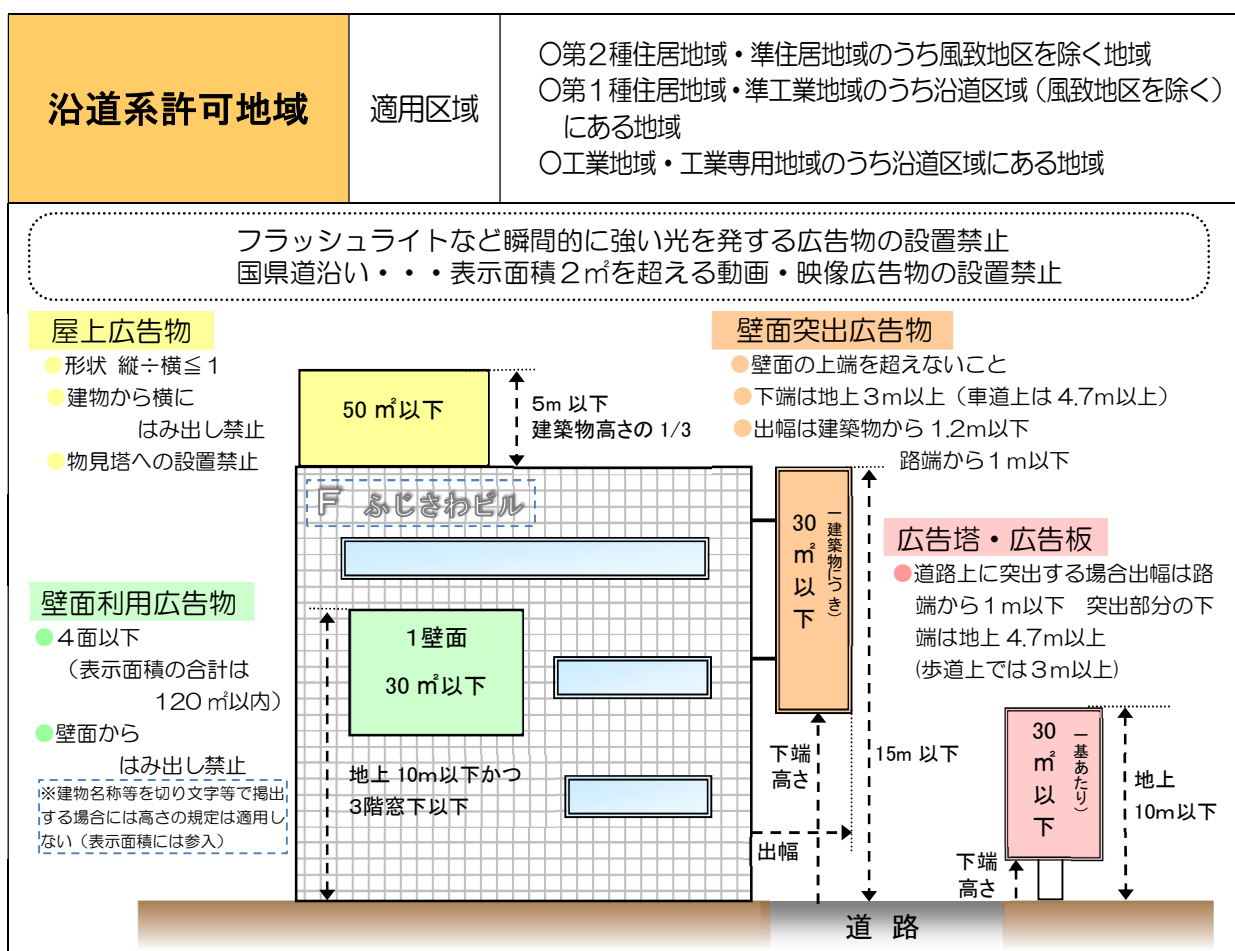
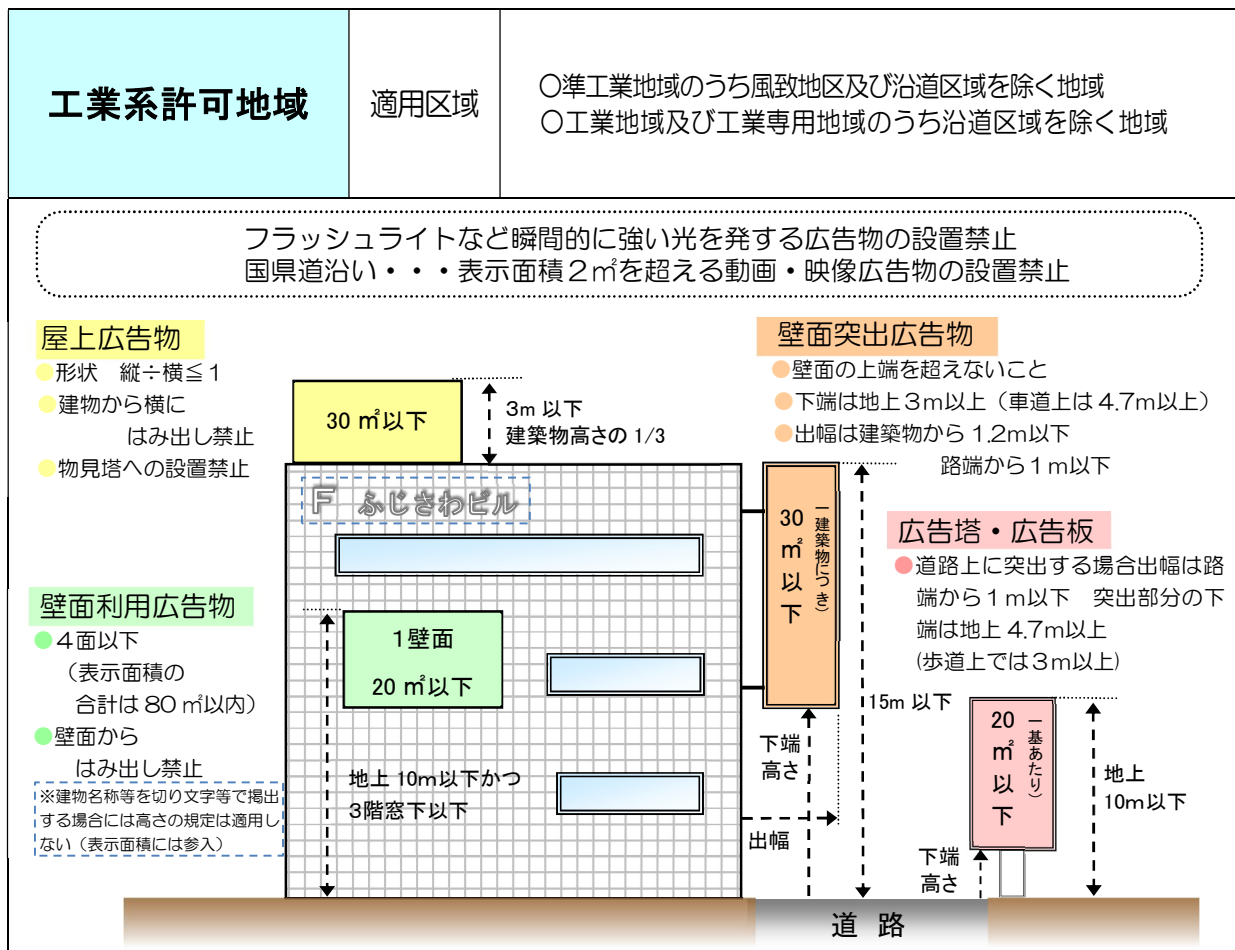
- ①屋外で
- ②常時又は一定の期間継続して
- ③公衆に表示されるものであって
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（広告物を掲出する物件を含む）



1：許可基準・適用区域（第9条～第11条）

自然系許可地域	適用区域	○市街化調整区域のうち沿道区域(風致地区を除く)を除く地域 (「沿道区域」:国県道の両側 30m以内の区域 (以下同じ)) ○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び 第1種中高層住居専用地域 ○第2種中高層住居専用地域の風致地区
広告物の表示面積の合計は 27 ㎡以内、ネオン、動光、点滅を伴う広告物の設置禁止 屋上広告物 ●表示等の禁止 禁止 17 ㎡以下 1 壁面 5㎡以下 地上5m以下かつ 2階窓下まで 壁面突出広告物 ●壁面の上端を超えないこと ●下端は地上3m以上 (車道上は4.7m以上) ●出幅は建築物から1.2m以下 路端から1m以下 17 ㎡以下 下端高さ 出幅 壁面利用広告物 ●4面以下 (表示面積の合計は20㎡以内) ●壁面からはみ出し禁止 ※建物名称等を切り文字等で掲出する場合には高さの規定は適用しない(表示面積には参入) 広告塔・広告板 ●道路上に突出しないこと 地上3m以下 (一基あたり) 5㎡以下 道 路		

住居系許可地域	適用区域	○市街化調整区域のうち沿道区域(風致地区を除く)にある地域 ○第2種中高層住居専用地域(風致地区を除く) ○第1種住居地域のうち沿道区域(風致地区を除く)を除く地域 ○第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域の風致地区
広告物の表示面積の合計は 47 ㎡以内、ネオン、動光、点滅を伴う広告物の設置禁止 景観形成地区内・・・窓面広告の面積は開口面積の 1/2 以下 屋上広告物 ●形状 縦÷横 ≤ 1 ●建物から横にはみ出し禁止 ●物見塔への設置禁止 ●屋根の最高部分を 超えないこと 5㎡以下 1 壁面 10㎡以下 地上5m以下かつ 2階窓下まで 壁面突出広告物 ●壁面の上端を超えないこと ●下端は地上3m以上(車道上は4.7m以上) ●出幅は建築物から1.2m以下 路端から1m以下 (景観形成地区は出幅 1.0m以下) 17 ㎡以下 下端高さ 出幅 壁面利用広告物 ●4面以下 (表示面積の合計は40㎡以内) ●壁面からはみ出し禁止 ※建物名称等を切り文字等で掲出する場合には高さの規定は適用しない(表示面積には参入) 広告塔・広告板 ●道路上に突出する場合出幅は 路端から1m以下 突出部分 の下端は地上4.7m以上 (歩道上では3m以上) 地上5m以下 (一基あたり) 15㎡以下 道 路		



【屋外広告物の種類に応じた許可基準】

《歩道と車道の区別のある道路》
(片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合を除く)

《歩道と車道の区別のない道路及び片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に添架看板を設置する場合》

添架看板 ・歩道側に設置

・原則として道路の中心線の反対側に向けて設置

・巻付け、添架看板に限る
・1柱につき各1件
・同一道路における位置、形状及び規模統一

地上 1.2m 以上
3m 以下

地上 3m 以上

縦 1.2m 以下

0.5m 以下

0.6m 以下

歩道

車道

地上 1.2m 以上
3m 以下

地上 4.7m 以上

縦 1.2m 以下

0.5m 以下

0.6m 以下

中心線

車道

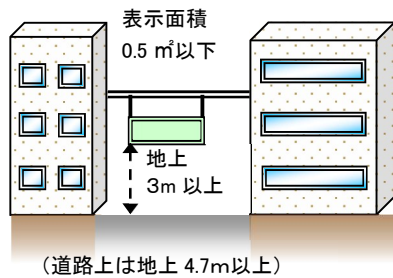
歩道

信号機を設置している電柱への設置禁止
湘南 C-X・・・街灯柱への巻付け看板禁止

広告塔・広告板に類するもの及び電車・自動車等の外面を利用するもの

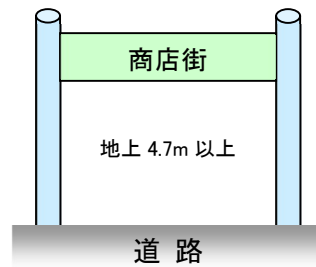
【アーケードに設置する場合】

- ・同一商店街ではなるべく位置、形状、規模を統一すること



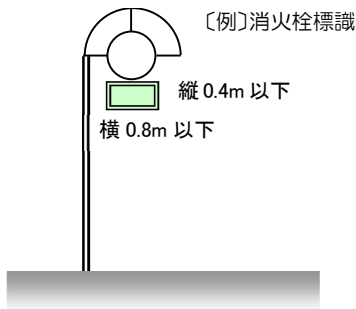
【道路を横断して設置する場合】

- ・特定の商品名及び商店名はなるべく表示しないこと



【標識柱を利用するもの】 (道路標識を除く)

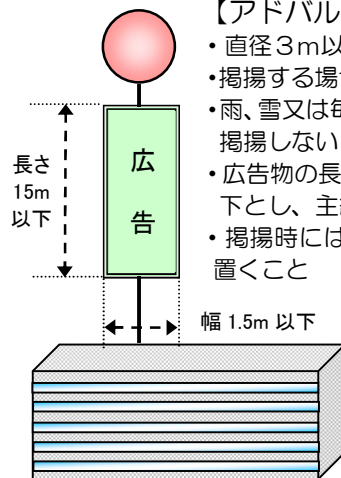
〔例〕消火栓標識



- ・蛍光塗料、発光塗料等は使用しないこと
- ・一の標識につき1件とすること

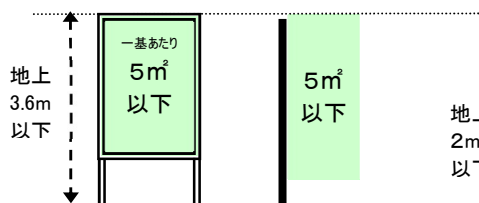
【アドバルーン】

- ・直径3m以下のものとする
- ・掲揚する場合は高度45m以下とする
- ・雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは掲揚しないこと
- ・広告物の長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- ・掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと



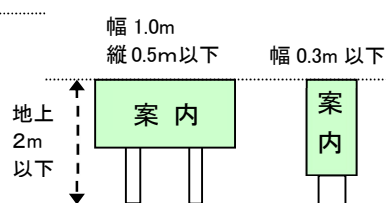
【立看板】

【のぼり旗】



湘南 C-X：立看板・のぼり旗
高さ2m以下 面積2㎡以下

【案内板】



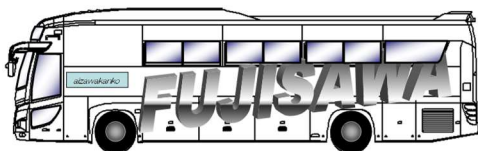
広告板に
類するもの

広告塔に
類するもの

【壁面利用のはり紙等】

- 1枚1㎡以下
- 同一のものを連続させない
- 容易に除却できるもの

【電車・自動車等の外壁を利用するもの】《電車・路線バス》

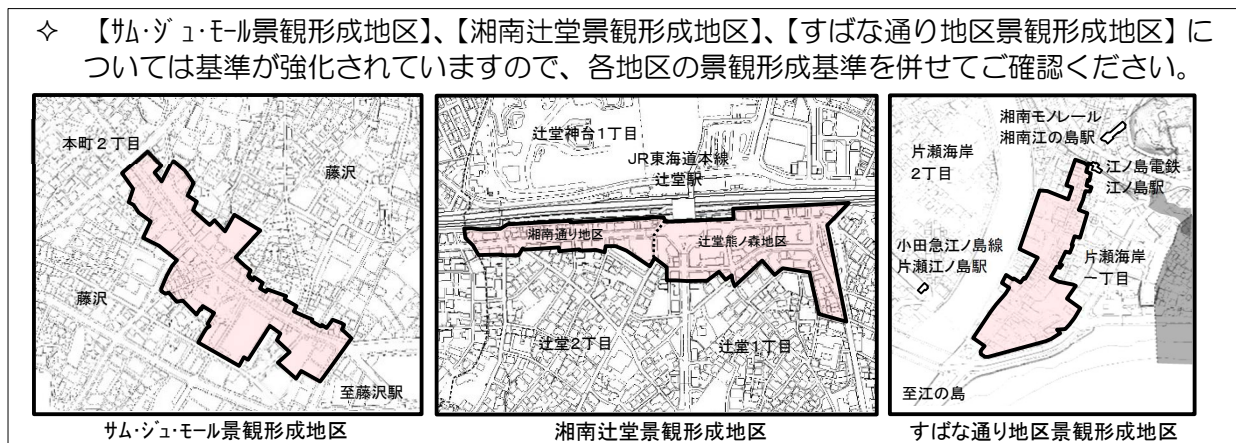
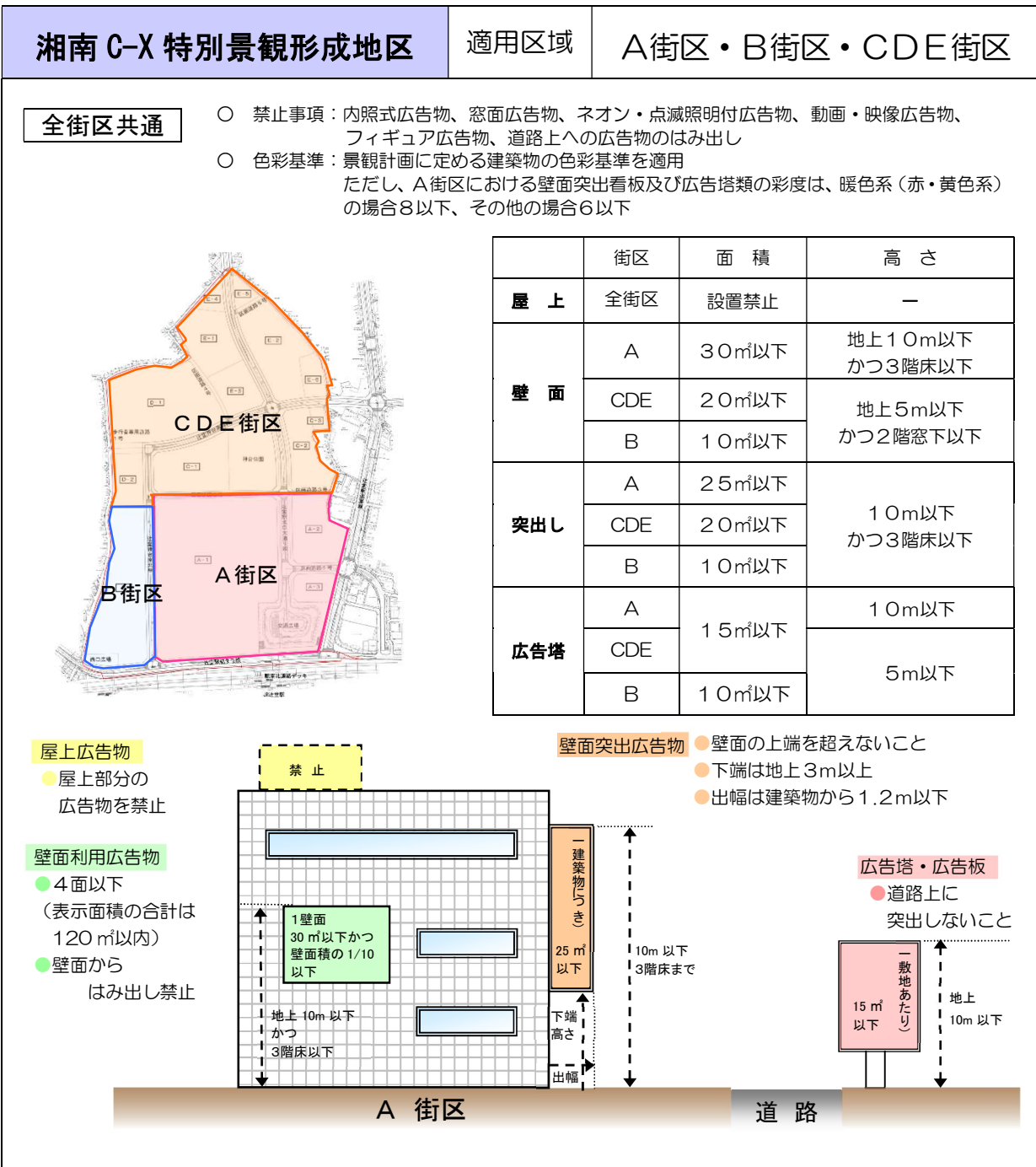


- ◆電車の表示面積の合計は、車体面積の1/10以下
- ◆路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色
- ◆路線バスの前面の表示禁止
- ◆ガラス面の表示禁止
- ◆蛍光塗料・発光塗料等、映像装置の表示又は設置の禁止
- ◆走行する地域の景観に調和したものとする



《上記以外の自動車等の車体利用広告物》

	側面表示	後面表示
縦	0.6m 以下	0.6m 以下
横	3.0m 以下	1.0m 以下



◇ 【江の島】内は、自家用屋外広告物で、表示面積の合計が5㎡以下の場合のみ、設置することができます（デザインについては江の島景観形成基準をご確認ください）。

2：禁止区域（第2条）

景観を維持するために必要な地域や場所は禁止地域に指定し、この地域には適用除外に該当するものを除いて、広告物を設置することが出来ません。

- (1) 重要文化財の建造物の周囲
- (2) 史跡、名勝、天然記念物に指定、仮指定された地域及びその周囲
- (3) 県又は市の重要文化財の建造物の周囲及び史跡、名勝、天然記念物の周囲
- (4) 保安林
- (5) 都市公園
- (6) 特別緑地保全地区
- (7) 自然環境保全地域
- (8) 古墳、墓地、火葬場又は葬祭場
- (9) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる地域
- (10) 河川、湖沼及び海岸（海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く）

3：禁止物件（第3条・第4条）

広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない場所を指定します。

1：全面禁止物件

- (1) 橋（ガード類を含む）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵、道路標識、駒止並びに里程標
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
- (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
- (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (7) 煙突及びガスタンクその他これに類するもの
- (8) 景観法第19条第1項の景観重要建造物及び第28条第1項の景観重要樹木

2：石垣、擁壁その他これらに類する物件に直接表示を禁止

3：電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯にはり紙、はり札、または立看板等の表示を禁止

4：道路の路面には、広告物の表示を禁止

4：適用除外広告物（第8条）

社会生活を営むうえで必要とされる最小限の広告物は、規制の対象から除外します。

適用除外される広告物の要件		禁止地域等	許可基準	許可申請
【法定屋外広告物等】 ○他法令の規定により設置されるもの 例…道路法；道路標識 建築基準法；建築確認の標識など 選挙活動のためのはり札、ポスターの類		禁止規定の適用除外	許可基準の適用除外	許可申請不要
【国又は地方公共団体による表示】 ○公益上必要と認められるもの				
【案内用屋外広告物】 ○案内図その他公衆の利便に供するもの 例…「広域避難場所誘導案内板」				
【祭典ほか慣習上の表示】 ○祭典用及びそのほか慣例上使用されるもの 例…冠婚葬祭、年中行事の表示				
【仮囲い】 ○工場現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの 例…仮塀に表示するデザイン・イメージ的な表示				
【電車・自動車】 ○電車又は自動車に表示するもので、要件を満たすもの (所有者の氏名、名称、商標、営業の内容を表示するもの) 例…車体に表示する所有者名等の表示				
【自家用屋外広告物】 ○自己の氏名や営業の内容等を自己の住居、事業所、営業所等に表示又は設置するもの (表示面積の合計が、許可地域内では10㎡以下、特別景観形成地区・禁止地域内では5㎡以下 自然系、住居系許可地域(第1種住居地域を除く)内で2㎡を超えるものは点滅、動光を伴わないこと)				
【管理用屋外広告物】 ○自己の管理する土地や物件に管理上の必要により表示又は設置するもの (表示面積の合計が、1㎡以下で、地上からの高さが2m以下) 例…「〇〇会社保有地」、「立入禁止」				
【非営利であるはり紙等の表示】 ○営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類するもので、右の基準、要件を満たすもの	【基準】 表示面積が、1㎡以下 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの 例…組合大会の案内板、選挙演説案内板			
【公益法人等による表示】 ○公益法人その他これに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの				

5：管理義務（第12条）

屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者は補修その他必要な管理や良好な状態に保持するための管理を行ってください。

- 表示者及び設置者（施工者、設置業者等）
- 管理者（広告物、掲出物件の管理者）
- 所有者（広告物、掲出物件の所有者）
- 占有者（賃借等により広告物、掲出物件を占有している者）

6：特定屋外広告物安全管理者の設置（第13条）

地上または屋上からの高さが4mを超える広告物には、特定屋外広告物安全管理者を置かなければなりません。特定屋外広告物安全管理者の要件は次のとおりです。

- 屋外広告士
- 屋外広告物講習会修了者
- 職業訓練指導員免許
- 市長が上記と同等以上と認める者

7：安全義務（第15条）

新規許可申請で既存の掲出物件を利用する時及び継続許可申請時に、安全点検が義務付けられています。

また、屋外広告物（簡易なものを除く※¹）の高さにかかわらず、資格者等が劣化、損傷の状況を確認し、安全点検を義務付け「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要です。点検者の資格等の要件は次のとおりです。なお、点検者を特定屋外広告物安全管理者と同一の者にする場合は、特定屋外広告物安全管理者の資格等の要件が必要になります。

- 屋外広告士
- 屋外広告物講習会修了者
- 職業訓練指導員免許
- 1級建築士、2級建築士
- 屋外広告物点検講習会修了者
- 市長が上記と同等以上と認める者

※1 簡易なものとは、のぼり旗、広告幕、車・電車等への広告などが該当します。

8：手数料・許可等の期間（第17条・第7条第3項）

許可を受ける場合には、手数料を納付しなければなりません。また、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために許可期間等の必要な条件を定めます。

広告物等の種類	単位	手数料の額	許可期間
はり紙	100枚 ※1	500円	1月以内
はり札等	1枚	50円	1年以内
電柱又は街灯柱を利用するもの	1枚	50円	
電車又は自動車の外面を利用するもの	1台	500円	
広告板、広告塔若しくはアーケードに設置するもの	照明なし	1基 ※2	3年以内
	照明あり	1基 ※3	
案内板	照明なし	1基 ※2	
	照明あり	1基 ※3	
アーチ	照明なし	1基	
	照明あり	1基	
アドバルーン	照明なし	1個	1月以内
	照明あり	1個	
立看板等	紙張、布張	1基	1月以内
	木製、金属製		3月以内
のぼり旗	1本	100円/月	6月以内
広告幕	1張	200円/月	
標識柱を利用するもの	1枚	50円	1年以内

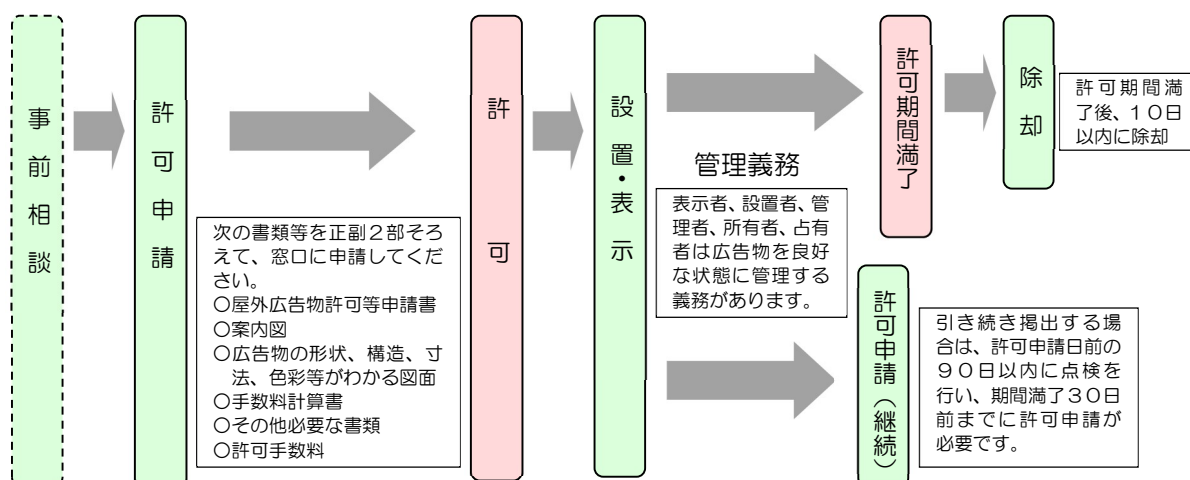
備考

※1 はり紙の枚数が100枚未満であるとき、又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数またはその端数は、100枚とする。

※2 広告等を使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、1、500円にその超える5平方メートルまたはその端数ごとに1、500円を加算した額とする。

※3 広告等を使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、2、400円にその超える5平方メートルまたはその端数ごとに2、400円を加算した額とする。

9：許可の手続き（第7条）



10: 許可申請に必要な書類

書類は、2部（正本1部・副本1部）ご用意ください。

種類	新規	継続	備考
屋外広告物許可申請書	○	○	
許可申請手数料計算書	○	○	
安全点検報告書		○	※現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合に限り、新規の時に必要。
安全点検を行うものの資格の写し		○	※現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合に限り、新規の時に必要。
案内図	○		明細図程度のもの。当該地がわかるように記入
配置図	○		敷地及び建物と広告物との位置関係がわかるもの
立面図	○		地上からの広告物の高さ、道路境界線から広告物までの離れ等の敷地及び建物と広告物との位置関係がわかるもの
表示面の図面及び構造図	○		構造（基礎部、接合部等がわかるもの）、照明、材質、寸法、表示内容がわかり、着色してあるもの（立面図との併用可）
現況カラー写真	○	○	広告物を設置する場所全体の様子がわかるカラー写真（許可物件が複数ある場合は、図面と写真に番号を振り、申請書の各物件がわかるように明示）
屋外広告業登録通知書（神奈川県）	○		神奈川県屋外広告物条例第24条第1項に基づく登録を受けていることを確認できる書類
特定屋外広告物安全管理者にかかわる資格の写し	○	○	申請物件が次のいずれかに該当する場合に添付 ・高さが4mを超える広告塔及び広告板 ・高さが4mを超える屋上広告物 （継続時は特定屋外広告物安全管理者に変更がある場合のみ添付）
土地所有者等の承諾書	○		設置場所（建物を含む）が、他人の所有または管理に属している場合
委任状	○	○	許可申請の行為を第三者に委任する場合
返信用封筒（角2）	○	○	許可書の郵送を希望する場合は、送付先を記入し、切手を貼付したもの

各種変更届	その都度	① 屋外広告物設置者等変更届 設置者、管理者、特定屋外広告物安全管理者を変更する場合 ② 屋外広告物等住所、氏名等変更届 拠点とする住所や氏名（社名）を変更する場合 ③ 屋外広告物除却（滅失）届 以前申請していたものを除却する場合（除却後の現況写真を添付）
-------	------	---

許可手続きについて

- ・受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00
- ・街なみ景観課の窓口で、申請時に現金を納付してください。
（納付書をご希望の方は、担当者へご相談ください）
- ・郵送申請は受け付けておりません。（ただし、変更のない継続申請は除く）

街なみ景観課ホームページ

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keikan/>

書式のダウンロード

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/joho006/shinsesho/denshishinsei3.html#15>

2025 年 7 月改定

藤沢市 計画建築部 街なみ景観課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎3階
電話 0466-25-1111（内線 4261）
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keikan/>